

大規模修繕に係る積立金について

- 社会福祉法人は、当期末繰越活動増減差額等に余剰が生じた場合には、余剰の範囲内で将来の特定の目的のために積立金を積み立てることができます。
- 今後、施設の老朽化などに伴い、大規模な修繕が必要となることが想定されます。そこで、大規模な修繕を行うための積立金の積み立てについて、御検討ください。

参考 老人福祉施設設立計画書の審査結果（大規模修繕分）

平成30年度 6施設	令和元年度 3施設	令和2年度 6施設
令和3年度 5施設	令和4年度 14施設	令和5年度 11施設